

益城町申告相談日程

時間 申告開始 午前 8 時 45 分
 受付 (整理券配布) 午前 8 時 30 分～午後 2 時
 会場 交流情報センターミナテラス 視聴覚室

期日	対象地区	
2月	17日(月)	惣領4町内、上町、下町、蛭子町
	18日(火)	東無田、安永1町内
	19日(水)	五楽、中尾、下鶴、広崎4町内
	20日(木)	新川、小池秋永、広崎2町内
	21日(金)	赤井、木崎、市ノ後団地
	22日(土)	
	23日(日)	
	24日(月)	古閑、南、上陳
	25日(火)	市ノ後、宮園、寺中
	26日(水)	上砥川、櫛島、辻団地
	27日(木)	中砥川、下砥川、寺迫、仮設団地■
	28日(金)	安永3町内、堂園、杉堂
	29日(土)	
3月	1日(日)	惣領1町内、田原、柳水、袴野
	2日(月)	馬水南、平田上、平田中、平田下
	3日(火)	辻の城団地
	4日(水)	馬水北、平田西、黒石崎、平田境
	5日(木)	福富、内寺、田中
	6日(金)	小峯、谷川、福原
	7日(土)	
	8日(日)	
	9日(月)	惣領2町内、畑中、川内田、北向
	10日(火)	広崎5町内、上小谷、下小谷
	11日(水)	飯田、下原、安永2町内、下陳
	12日(木)	惣領3町内、安永4町内
	13日(金)	本土山、土山、広崎1町内
	14日(土)	
	15日(日)	
	16日(月)	広崎3町内、下寺中灰塚

■ 住民票の住所が仮設団地のものになっている人が対象です。

申告相談についてお願い

左記の日程表は、令和2年1月1日現在の住民登録地(住民票の住所)を対象地区としています。

震災等により住まいを移っていても、住民票の異動届をしていない人は元の住所が対象地区です。

仮設団地に入居していて、住民票の異動届をした人は、2月27日(木)です。

申告相談会場は、震災の影響もあり大変混雑することが予想されます。時間には余裕をもってご来場ください。

収支内訳書の記入や必要書類の整理などは、申告相談の前や、待ち時間に必ず確認し、皆さんの待ち時間短縮にご協力ください。

申告相談時に収支内訳書などが未完成であると、当日の申告が受けられない場合もあります。

固 税務課 住民税係 ☎ 286 - 3380

熊本東税務署での申告について

会場は **熊本城ホール** です

※熊本東税務署内では申告相談を行いません。

期間 2月17日(月)～3月16日(月)
 ※土・日曜は開設されませんが、2月24日(月)・3月1日(日)に限り、休日申告相談を行います。

時間 午前9時～午後4時
場所 熊本城ホール 1階展示ホール
 固 熊本市中央区桜町3番40号
 (熊本交通センター跡地)

熊本地震により 住宅や家財に被害を受けた人へ

上記期間に加え、次の期間も申告相談を行います。

期間 2月12日(水)～2月14日(金)
時間 午前9時～午後4時
場所 熊本城ホール 1階展示ホール

所得税の確定申告書はスマートフォンやパソコンで作成できます。

→ 国税庁  <https://www.nta.go.jp>

固 確定申告相談センター

☎ 369 - 5566 (自動音声案内)